

マークが付いていないプラスチックは『燃えるごみ』に出してください!!

平成27年4月から「廃プラスチック（資源ごみ）」の分別方法が一部変更になっています。

正しいごみの出し方を守り、ごみのリサイクルにご協力ください。

【廃プラスチック】

マークの付いているものは中身を使い切り、汚れている場合は水洗いして乾いた状態で『廃プラ』の日に出してください。

【その他のプラスチック】

マークの付いていない、その他のプラスチック（ポリタンク、ポリバケツ、ボール、歯ブラシ、ストロー、CD・DVD、おもちゃのブロックなど）は『燃えるごみ』として出してください。

【汚れているもの】

マークが付いていても、中身が残っていたり、汚れたままのものは従来どおり『燃えるごみ』として出してください。

お問い合わせ

市役所環境対策課
クリーン推進係 ☎ 63-3113

※分別の仕方がわからないものがありましたら、市役所環境対策課までお問い合わせください。

①主な品目

●プラスチック製容器包装

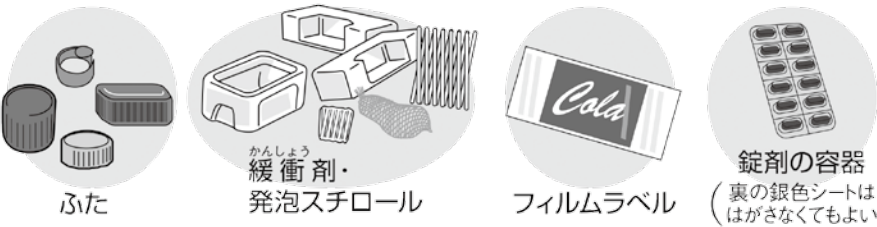


商品を入れていたり包んでいた「もの」で、商品が消費されたり、分離された場合に不要となるプラスチック製の容器や包装物のことです。

このマークが目印です



〔注：ボトルであってもペットボトルは別に回収日〕を設けていますので一緒に出さないでください。〕



●その他プラスチック

「プラスチック製容器包装」以外でもプラスチック製で作られているものや分解・解体しプラスチックだけになるものは対象となります。

②その他のプラスチック

※上記以外のプラスチックで作られているものは『燃えるごみ』で出してください。

その他のプラスチックの例

